

特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物
 令和2年10月環境省告示第77号(一部改正:令和5年6月23日環境省告示第48号)

1	反応炉
2	加熱炉
3	ボイラー及び圧力容器
4	配管設備(建築物に設ける給水設備, 排水設備, 換気設備, 暖房設備, 冷房設備, 排煙設備等の建築設備を除く。) ※農業用パイプラインを含み, 水道管は含まない。
5	焼却設備
6	煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
7	貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
8	発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
9	変電設備
10	配電設備
11	送電設備(ケーブルを含む。)
12	トンネルの天井板 ※鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい, 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道設備を含む。)は含まない。
13	プラットホームの上家
14	遮音壁
15	軽量盛土保護パネル
16	鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17 ^(※)	観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。) ^(※)

(※)令和5年10月1日施行